

第4回 定例会報告

第4回定例会は、12月9日から4日間の会期で開催され、条例7件、補正予算6件、その他1件を審議し、すべて原案どおり可決されました。また、発議1件、陳情1件、報告11件がありました。

条例関係

- ▽職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、町条例を改正するものです。
- ▽特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
選挙における投票時間の繰上げをした場合の投票管理者の報酬規定、及び福祉有償運送等運営協議会委員の報酬並びに費用弁償について、規定するものです。
- ▽国民健康保険条例の一部を改正する条例について
健康保険法等の一部を改正する法律の改正に伴い、75歳以上の方が加入している健康保険等の被用者保

- 険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が新たに国民健康保険に加入した場合、申請により国保税の減免措置を行うため、町条例を改正するものです。
- ▽医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
平成21年4月から特例乳幼児対象者が、保険医療機関において医療を受けた場合の費用を償還払い制度から現物給付に移行するため、町条例を改正するものです。
- ▽難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について
国の特定疾患治療研究事業実施要綱の特定疾患の名称変更等の整理統合が行われたことに伴い、町条例を改正するものです。
- ※見舞金については申請主義なので、申請されていない方は、健康福祉課で手続きをして下さい。

▽国民健康保険条例の一部を改正する条例について
健康保険法施行令の一部を改正する法律が施行され、産科医療保障制度が創設されたことに伴い、被保険者等の出産育児一時金等の支給額を見直すため、町条例を改正するものです。

▽茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
茨城県後期高齢者医療広域連合の運営のより一層の円滑化を図るため、広域連合協議会の議員の定数、選挙方法等を変更するとともに関係市町村の長の代表者で構成する協議組織を設置することに伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することに伴って協議するものです。

▽町道路線の認定について
寄附及び土地改良事業による県道整備道路の移管に伴い、石塚・磯野・上青山地内の3路線を認定するものです。詳細については都市建設課までお問い合わせください。(内線252)

その他

採択され、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・児童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」を内閣総理大臣ほか関係各大臣に提出することに決定いたしました。

平成20年度補正予算関係

次ページ表のとおり6件の補正予算が可決されました。

発議

▽議会会議規則の一部を改正する規則について
地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本町の広報委員会を「協議又は調整を行うための場」に位置づけるものです。

陳情

▽現行保育制度の堅持・拡充と保育・児童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書
採択され、「現行保育制度の堅持・拡充と保育・児童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」を内閣総理大臣ほか関係各大臣に提出することに決定いたしました。